

# 企画競争説明書

原子力発電環境整備機構が発注する「新地層処分模型展示車の製造及び付随するコンテンツの製作」に係る企画競争公告に基づく企画競争等については、この企画競争説明書によるものとする。

1. 公告日 2020年7月22日

## 2. 業務概要

(1) 業務名 新地層処分模型展示車の製造及び付随するコンテンツの製作

(2) 業務内容 仕様書のとおり

(3) 実施期間 契約締結日～2021年9月30日

(4) 納入場所 原子力発電環境整備機構 広報部 教育支援グループ

## 3. 本件業務にかかる費用の概算額

79,000,000円（消費税および地方消費税含む）

## 4. 競争参加資格

次の（1）から（4）に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

（1）次の①から④に該当しない者であること。

① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 審査の日前2年以内に、次のイ）からへ）までに掲げる行為をした者（法人である場合においては、その役員又は使用人であった者でその行為について相当の責任を有した者。個人である場合においては、その支配人、法定代理人、使用人であった者でその行為について相当の責任を有した者を含む。）

イ）契約の履行に当たり故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ）発注者が行う検査又は監督を妨げた者

ホ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

へ）機構の定める倫理規程の違反に関与した者

③ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

④ 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(2) 機構の2019・2020年度一般競争(指名競争)参加資格(物品・役務提供等)における業種区分「広告、企画、催事運営(映画・ビデオ、模型(展示品)等の製作を含む)」において、「A」等級の認定を受けている者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力又はそれらの者との関与があると認められる者でないこと。

(4) 企画書等提出及び企画書等の選考の時点において、機構から指名停止を受けていないこと。

## 5. 担当箇所

〒108-0014

東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル2階  
原子力発電環境整備機構 総務部 経理・資材グループ  
電話：03-6371-4022 (ダイヤルイン)  
mail：shizai@numo.or.jp

## 6. 企画競争説明書等に対する質問

〒108-0014

東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル2階  
原子力発電環境整備機構  
総務部 経理・資材グループ  
電話：03-6371-4022 (ダイヤルイン)  
mail：shizai@numo.or.jp

広報部 教育支援グループ

電話：03-6385-7870 (ダイヤルイン)  
mail：knihei@numo.or.jp

## 7. 企画競争説明会の開催日時及び場所

- (1) 日 時 2020年7月30日(木) 10:00から  
(2) 場 所 原子力発電環境整備機構2階会議室

## 8. 現展示車の見学

- (1) 日 時 2020年8月13日(木) 10:00から15:00  
(2) 場 所 科学技術館駐車場(東京都千代田区北の丸公園2番1号)  
(3) 担 当 仁平(携帯：070-2498-3946)

## 9. 企画書等提出(企画書等説明会)の日時及び場所

- (1) 2020年10月5日(月)  
企画書等の説明会を実施(場所及び参加者ごとの実施時間は後日連絡)  
(2) 当該企画競争参加希望者は、2020年10月1日(木)までに上記5. 担当箇所にメールにてその旨を連絡すること。

## 10. 企画書等の提出方法

- (1) 企画書等は持参すること。企画書は、8部提出する。企画書の紙資料とともに、電子媒体でも提出する。その際のファイル形式は、原則として、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とする。
- (2) 見積書及び見積額の内訳(算定根拠)は、それぞれ封筒に入れ密封し、提出すること。なお、詳細な見積書を提出するものとし、経費を大まかに算出し作成された「概算見積」は認めない。

## 11. 企画書等の無効

企画競争公告に示した競争参加資格のない者の提出した企画書等、提出資料に虚偽の記載をした者の提出した企画書等は無効とし、無効の企画書等を提出した者を契約先候補者としていた場合には、契約先候補者の決定を取り消す。

## 12. 契約先候補者の決定方法

契約先候補者の決定に当たっては、企画書等の内容が、機構に設置する企画選考委員会において評価した結果、最も優秀であった1者を契約先候補者とする。

## 13. 契約の締結

契約先候補者の決定後、企画書の内容について、必要に応じて協議を行い修正する場合がある。この場合、見積額が変更になるときは再見積りを提出すること。

契約先候補者から提出された見積書(再見積り含む)により、契約先候補者と機構との間で契約金額等についての交渉を行い、契約を締結する。ただし、契約金額は予定価格の制限の範囲内とする。

## 14. 契約保証金

免除

## 15. 支払条件

検査後一括支払い

## 16. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画書については、契約書に添付され、契約の一部を構成する場合もある。
- (3) 選定の成否を問わず説明書等の作成費用は支給しない。
- (4) 契約先候補者の決定過程等に係る問い合わせには応じない。
- (5) 提出された企画書等は審査のためのみに使用し、公開しない。また、返却はしない。

以上